

(地Ⅱ133)

平成28年9月28日

都道府県医師会

健康スポーツ医学担当理事 殿

日本医師会常任理事

釜 菴



日本医師会認定健康スポーツ医制度実施に当たっての留意事項  
ー医業停止期間中の申請の取扱いについてー

平素より認定健康スポーツ医制度の充実、推進につきまして種々ご協力をいただき感謝いたしております。

この度、本会における平成28年度第3回認定健康スポーツ医制度運営委員会ならびに第6回理事会において、医業停止期間中の医師に対する認定医更新申請の取り扱いについて検討いたしましたのでお知らせいたします。

ご承知のとおり、医業停止期間中の医師、いわゆる医業停止の行政処分に処せられ、医師としての医学に関する知識を活用した本来の活動が認められていない者については、健康スポーツ医として活動することはできません。それを踏まえ、本制度として下記の取扱いを決定いたしましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、該当する申請者への対応等、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- ・日本医師会は、医業停止期間中の認定産業医ならびに認定健康スポーツ医の更新申請については、都道府県医師会からの申請を認めないこととする。

以上